

片岸地区
地権者連絡会・復興まちづくり協議会

平成25年9月28日(土)
10:00 ~ 12:00

次 第

1. 市長挨拶
2. 土地区画整理事業スケジュールの見直しについて
3. 「起工承諾」(工事の施工の承諾)について
4. 土地区画整理事業の進捗について
5. 質疑・意見交換

2. 土地区画整理事業スケジュールの見直しについて

1. 土地区画整理事業のスケジュール

これまでのスケジュール	見直しのスケジュール
・H25年9月末頃 仮換地指定 ・H25年下期 工事着手 (土砂搬入)	・ 起工承諾 H25年10月～ ・工事着手(土砂搬入) H25下期～ ・換地設計案の確定 H25年12月上旬頃 ・ 仮換地の「供覧」 H25年12月～1月 (皆様への換地設計案をご説明) ・仮換地指定 H26年1月

ただし、全体の工事スケジュールに影響を与えないため「起工承諾」を導入
起工承諾・・・仮換地指定以前に各土地について工事の施工の承諾をいただくもの)

2. 今後の方針

全体の工事スケジュールには影響を与えず、以下のスケジュールで対応を図る。

H25年10月～ 起工承諾

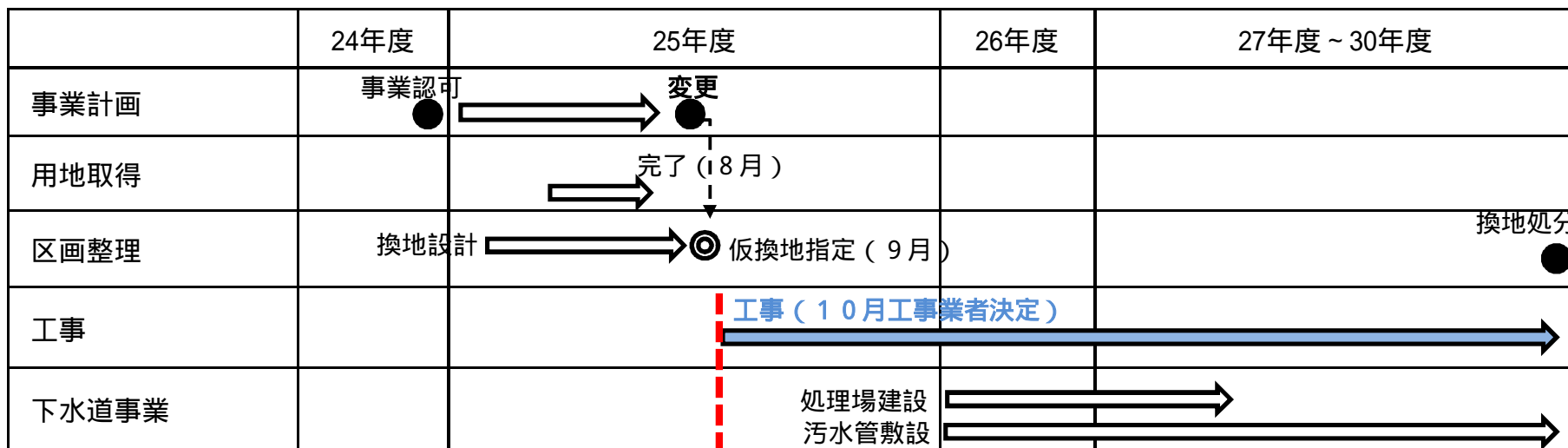
H25年下期 工事着手(土砂搬入)

H26年 仮換地の供覧(ご説明)のうえ仮換地指定

3. 仮換地指定の時期を見直した要因

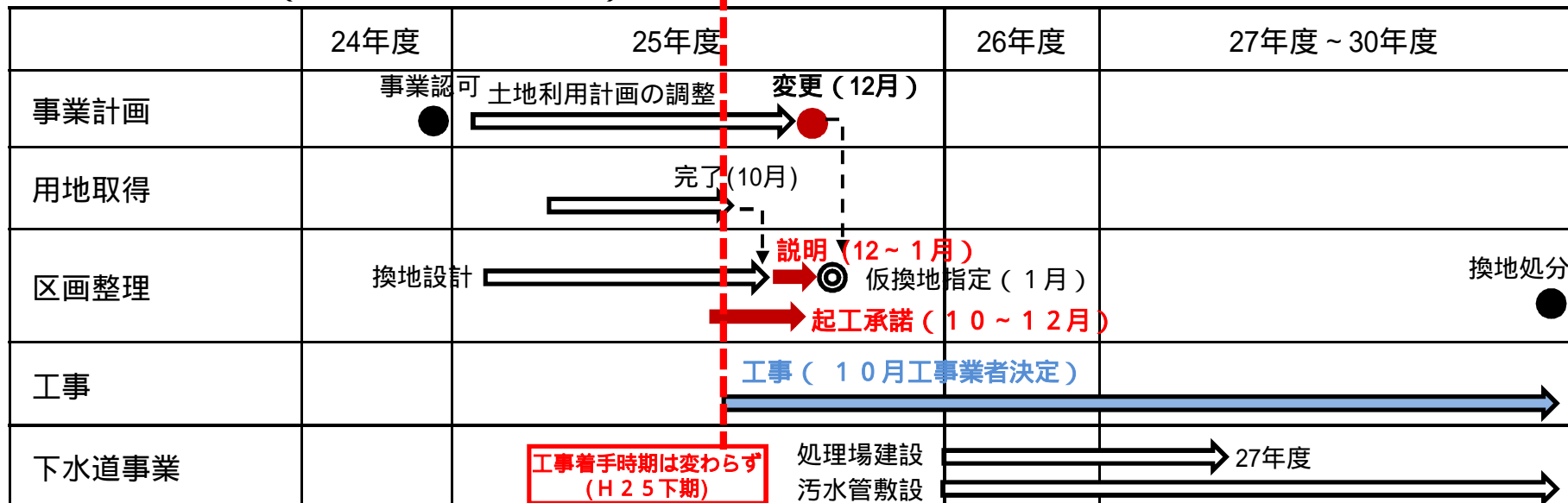
- ・地権者の皆様に対する換地設計案の供覧(ご説明)の実施(約1～2カ月)
- ・土地の買取り意向調査の結果、売却意向の土地が相当量多く、買取り計画に時間を要した

これまでのスケジュール



見直しのスケジュール

- ・ 換地設計案の確定後、地権者の皆様へ換地設計案をご説明
- ・ 「起工承諾」(工事の施工の承諾)をいただき、全体の工事スケジュールに影響を与えない



3. 「起工承諾」(工事の施工の承諾)について

「起工承諾」(工事の施工の承諾)について

釜石市では一日でも早く工事を着工し、早期の復興を行うため、土地をお持ちの皆様にご起工承諾(皆様の土地で盛土・造成工事を行うことへの承諾)を得たいと考えております。

また、工事を円滑に進めるため、土地をお持ちの皆様からご自身の土地の上にある残置物についても、工事で撤去するための承諾を得たいと考えております。

後日、釜石市より土地をお持ちの方(亡くなられている場合は、納税管理人等の代表者)に起工承諾書をお送りします。

「起工承諾」(工事の施工の承諾)について

記入例

記入した日を記入して下さい。
平成 年 月 日

釜石市長 宛

土地等の権利者の現在のご住所を記載して下さい。	土地等の権利者
住所	印
氏名 又は名称	
土地等の権利者のお名前を記入し、印鑑(認印)を押印して下さい	連絡先

起 工 承 諾 書

日常連絡が取れる電話番号を記載して下さい。

私が所有する末尾記載の土地について、釜石都市計画* *地区被災市街地復興土地区画整理事業のため、下記の条件により使用されることを承諾します。
 また、これらの土地上に残置物がある場合は、釜石市が工事施工時に除去・撤去することについて承諾します。

記

- 1 使用期間 工事着工日から土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項規定に基づき、釜石市が通知する仮換地指定の効力発生日の前日まで
- 2 土地の使用料 無償

土 地 の 表 示

町 字 名	地 番	地 目	地 積 (㎡)	土 地 等 の 権 利 者	摘 要
		××			
(以下余白)					

『起工承諾のお願い』、『起工承諾書』、『起工承諾記入例』、『返信用封筒』をお送りします。
 『起工承諾書』に記載されている内容(土地の表示等)をご確認し、署名押印した上で返信をお願いいたします。

盛土、造成工事を**早期に実施**するため**皆様の起工承諾が不可欠**になります。
 ご協力よろしくをお願いいたします。

4. 土地区画整理事業の進捗について

これまでの経緯など

平成24年11月 都市計画決定

平成25年3月 事業計画認可

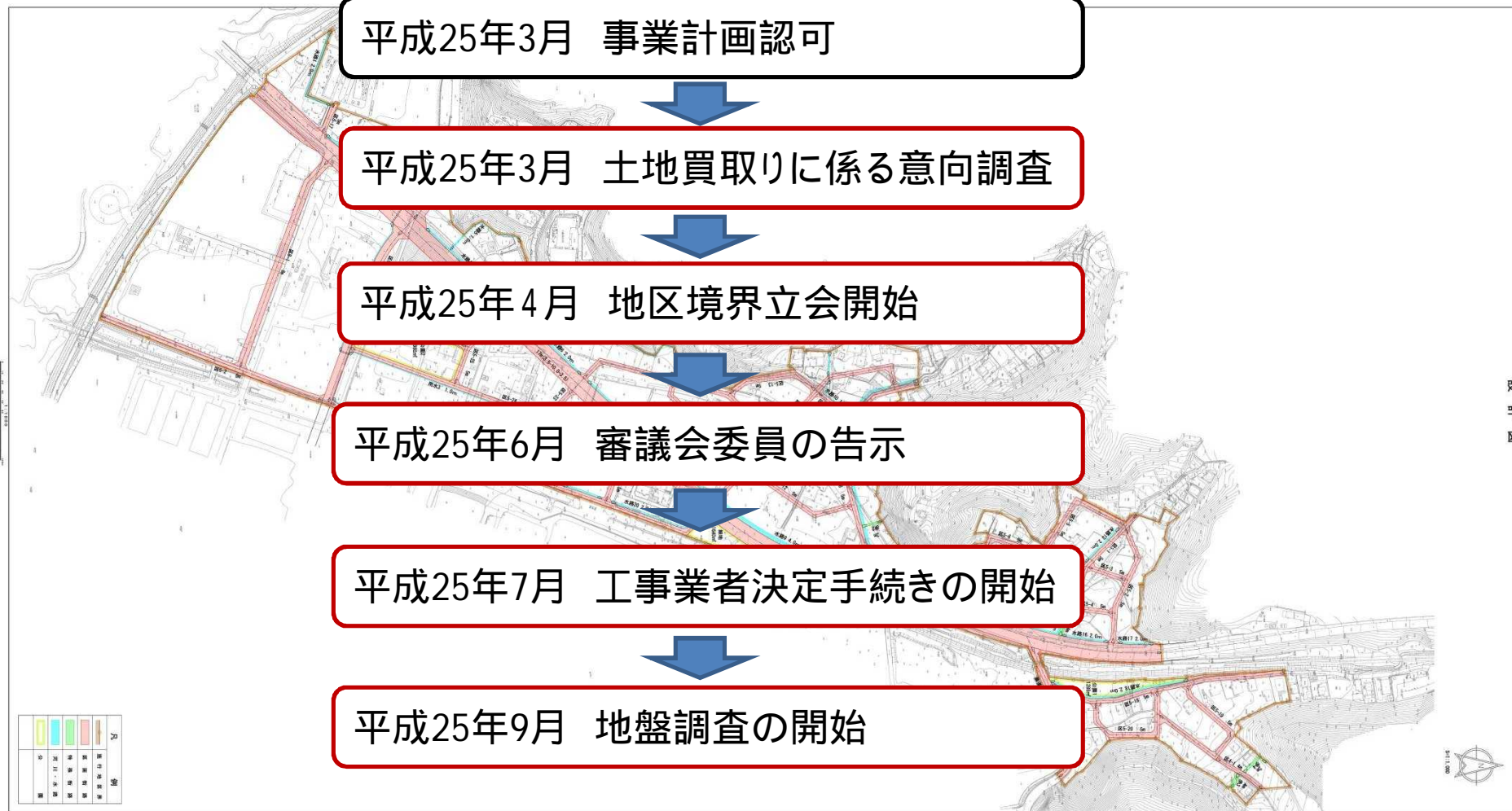
平成25年3月 土地買取りに係る意向調査

平成25年4月 地区境界立会開始

平成25年6月 審議会委員の告示

平成25年7月 工事業者決定手続きの開始

平成25年9月 地盤調査の開始



土地区画整理審議会の開催状況

- ・審議会は、権利者の皆様の意見を事業に反映させ、事業が公平公正に運営されるために設けられています。
- ・審議会の委員は、地権者等の代表者から構成されています。
- ・地権者の皆様の換地計画等に係る施行者(市)の諮問機関です。

6月14日 審議会委員の告示(10名)

7月20日 事前勉強会

7月25日 第1回審議会

- ・運営規則の制定、会長及び会長代理の選出、評価員選任について(諮問)

9月 7日 第2回審議会

- ・換地設計の進め方、土地区画整理事業の土地評価の考え方について

用地の買取

- ・減歩緩和、災害公営住宅用地として、市への売却を希望する皆様の意向を確認済
- ・それぞれの権利関係状況、位置関係等を整理
- ・買取予定面積に対して売却意向面積が多い状況(このため全て市が購入することは困難な状況)
- ・「買取土地」の選定にあたっては、事業に必要な土地を選定
 - ・地区内を一定の区域に分けた上で、バランスよく買取
 - ・災害公営住宅の用地は計画位置付近で売却意向の集中している箇所を買取
 - ・相続未了の土地、地区境界(山際)など他所有者に換地しづらい土地は買取困難

【今後】

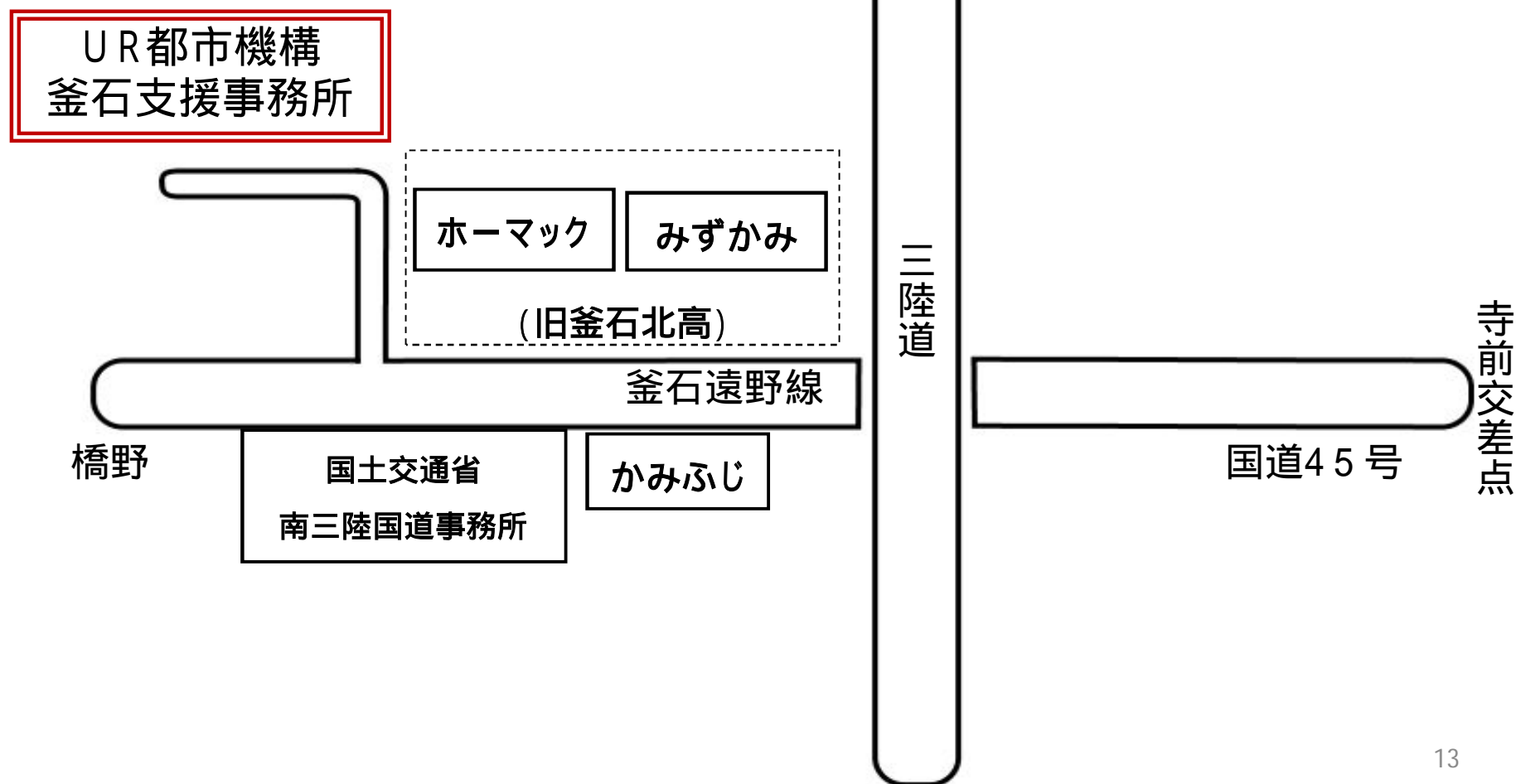
- ・上記を踏まえ、市が買取が必要と判断した土地を優先して、買取交渉に着手
- ・10月から順次、買取り価格、今後の手続きについて対象者にお知らせ

UR都市機構 釜石復興支援事務所のご案内

土地区画整理事業につきましては、お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。

〒026 - 0301 釜石市鵜住居町第10地割30 - 1

電話 0193 - 29 - 1066



5 . 質疑・意見交換

